

平成15年度までのオンライン化実施が特に困難な個別手続

1 地方公共団体が扱う手続(地方自治法第2条第9項第2号法定受託事務)

事項	根拠規定	年間平均 申請件数	13年度	14年度	15年度	備考
土地立入の通知	土地収用法第12条第1項	10	実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施方策の提示について検討する。
障害物伐除又は土地 試掘等の許可	土地収用法第14条第1項	0	実施方策検討			
障害物伐除の許可	土地収用法第14条第3項	0	実施方策検討			
非常災害の際の土地 の使用の許可	土地収用法第122条第1項	0	実施方策検討			
土地立入の通知	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第12条第1項		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、オンライン化については、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施する必要があり、実施方策の提示について引き続き検討する。
障害物伐除又は土地 試掘等の許可	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第9条において準用する土地収用法第14条第1項		実施方策検討			財産権の制限を伴う処分に係る申請であるため、その厳密性に特段の配慮が必要であることにかんがみ、オンライン化については、技術的検討について相当の進展を見た段階で実施する必要があり、実施方策の提示について引き続き検討する。
手続数合計	6	-	-	-	-	